

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【公開番号】特開2006-176775(P2006-176775A)

【公開日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【年通号数】公開・登録公報2006-026

【出願番号】特願2005-367022(P2005-367022)

【国際特許分類】

C 10 M 137/02 (2006.01)

C 10 M 169/04 (2006.01)

C 10 M 101/02 (2006.01)

C 10 M 177/00 (2006.01)

C 10 M 171/00 (2006.01)

C 10 N 30/06 (2006.01)

C 10 N 30/12 (2006.01)

C 10 N 40/04 (2006.01)

C 10 N 40/08 (2006.01)

C 10 N 40/25 (2006.01)

C 10 N 70/00 (2006.01)

【F I】

C 10 M 137/02

C 10 M 169/04

C 10 M 101/02

C 10 M 177/00

C 10 M 171/00

C 10 N 30:06

C 10 N 30:12

C 10 N 40:04

C 10 N 40:08

C 10 N 40:25

C 10 N 70:00

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月19日(2008.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の成分を含む耐摩耗性添加剤組成物：

(a)少なくとも一種の酸性亜リン酸エステル化合物、

(b)少なくとも一種の中性亜リン酸エステル化合物、

ただし、(a)と(b)との比は1.0:10.7乃至2.0:1.0である。

【請求項2】

酸性亜リン酸エステル化合物が、亜リン酸水素二炭化水素エステルである請求項1に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項3】

亜リン酸水素二炭化水素エステルが、亜リン酸水素ジアルキルである請求項2に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項4】

亜リン酸水素ジアルキルが、亜リン酸水素ジラウリルである請求項3に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項5】

中性亜リン酸エステル化合物が、亜リン酸三炭化水素エステルである請求項1に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項6】

亜リン酸三炭化水素エステルが、亜リン酸トリアルキルである請求項5に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項7】

亜リン酸トリアルキルが、亜リン酸トリラウリルである請求項6に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項8】

(a)と(b)との比が、1.0:10.1乃至1.6:1.0である請求項1に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項9】

(a)と(b)との比が、1.0:9.9乃至1.0:1.6である請求項8に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項10】

(a)と(b)との比が、1.0:9.1乃至1.0:3.0である請求項9に記載の耐摩耗性添加剤組成物。

【請求項11】

潤滑粘度の油と請求項1乃至10の内のいずれかの項に記載の耐摩耗性添加剤組成物とを含む潤滑油組成物。

【請求項12】

下記の工程からなる耐摩耗性添加剤パッケージの製造方法：

少なくとも一種の酸性亜リン酸エステル化合物を、少なくとも一種の中性亜リン酸エステル化合物と混合する、

ただし、酸性亜リン酸エステル化合物と中性亜リン酸エステル化合物との比は、1.0:10.7乃至2.0:1.0である。

【請求項13】

下記の工程からなる潤滑油組成物の製造方法：

潤滑粘度の油を、少なくとも一種の酸性亜リン酸エステル化合物および少なくとも一種の中性亜リン酸エステル化合物と、逐次にもしくは同時に混合する、

ただし、酸性亜リン酸エステル化合物と中性亜リン酸エステル化合物との比は、1.0:10.7乃至2.0:1.0である。

【請求項14】

接触する金属部品を請求項11に記載の潤滑油組成物を用いて潤滑を行なうことからなる金属部品の摩耗低減方法。